

令和 2 年 4 月 2 1 日

第 7 3 期司法修習生 各位 (1 班)

名古屋地方裁判所事務局総務課庶務第一係

裁判実務修習 (第 3 クール) について (事務連絡)

全国に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされ、外出自粛要請が発せられており、名古屋地方裁判所においては、現在、自宅学修を行っているところです。

第 3 クールについては、初日である 4 月 2 3 日 (木) から 5 月 1 3 日 (水) までの間を自宅学修とします。

については、第 3 クールの裁判実務修習を別紙のとおり実施します。

ただし、今後の感染拡大の状況を鑑み、自宅学修期間の期間や課題等が変更されることもあり得ます。その場合は、別途連絡しますのでご留意ください。

(別紙)

1 裁判実務修習期間 (第3クール)

4月23日(木)から6月18日(木)まで

なお、4月23日(木)から5月13日(水)までの間は自宅学修とします。

2 自宅学修時の課題等について

各自、別紙第1に記載した課題に取り組んでください。

3 自宅学修終了後の集合日時及び登庁場所

5月14日(木) 午前10時 名古屋高等・地方裁判所合同庁舎 8階総務課

修習開始時間は9時15分からですが、公共交通機関の混雑時の感染リスク等を踏まえ、時差登庁を認めます。遅くとも午前10時までに登庁してください。

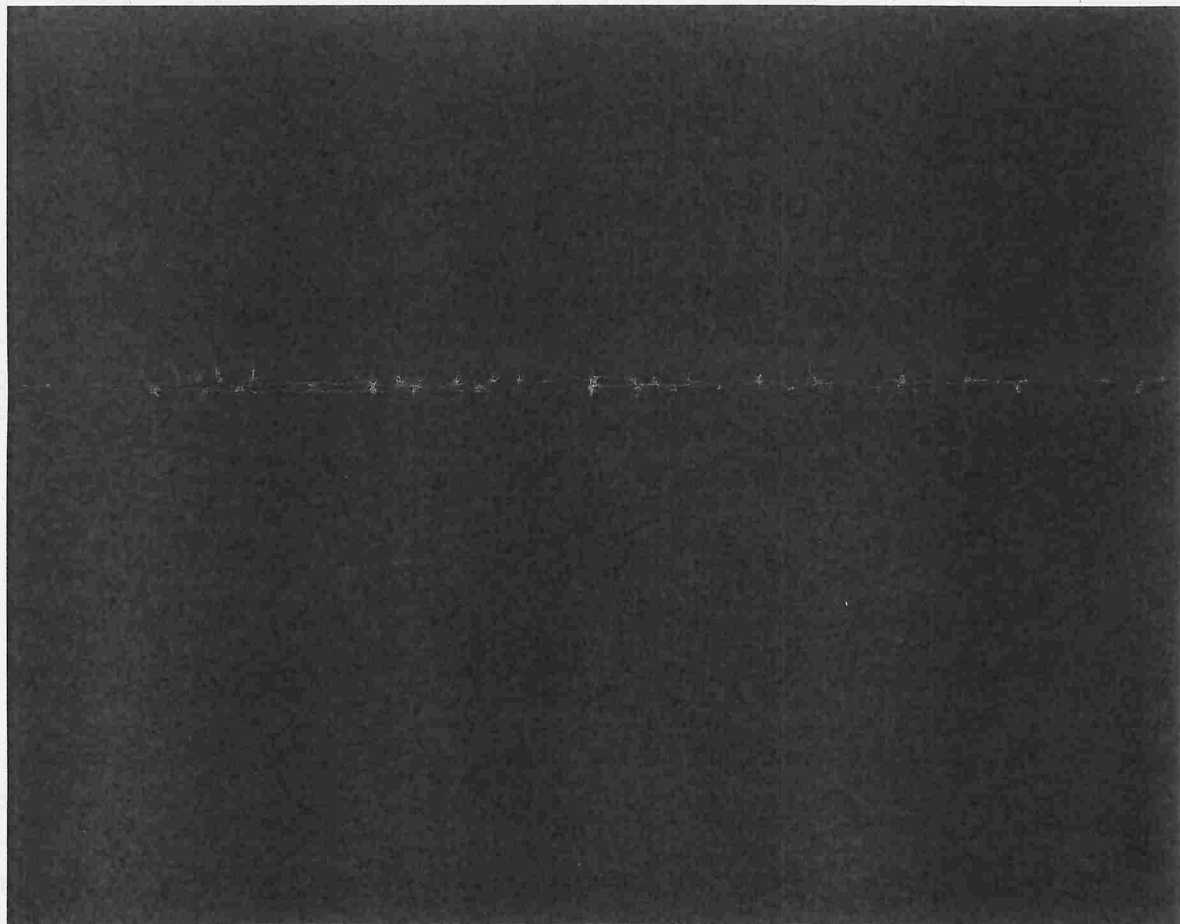
登庁後、総務課備え付けの登庁簿に押印又は署名後、別紙第2記載の各配属部へ移動してください。

4 問研起案について

自宅学修期間中に実施されると見込まれます。具体的な実施方法等は別途連絡しますが、指示があった場合にいつでも対応できるよう、今後の連絡に十分注意してください。

別紙第1

第1 課題



第2 課題の提出日・提出方法等  
別途指示する。

以上